

## 原子力損害賠償完全実施と事故対策に関する要望

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から4年8月が経過いたしました。

町民は、事故直後から放射能による健康被害や農作物の風評被害など将来に向け様々な不安を抱えながらも、懸命に以前の生活を取り戻すための努力を続けております。

町は、本件事故に迅速かつ確実に対応するため「原発事故対策課」を設置し、当町職員の約1割にあたる10名を配置して、町民の健康と暮らしを守るため、住宅や公共施設の除染、ホールボディカウンタの導入、食品放射能濃度測定など各種事業に取り組んでまいりました。こうした人件費をはじめ、本件事故に起因する事業に要した行政経費は、東京電力に損害賠償請求しているところではありますが、現時点においてその多くが未払いとなっており、その分は、一般財源を充てていることから、本来当町における地域振興や町民福祉の向上等実施しなければならない他の事業も抑制を余儀なくされている現状であります。

国及び東京電力は、原発事故災害の原因者としてその責任において、被害者に寄り添い、それぞれの被害の実態に見合った賠償を、その損害が存在する限り確実、迅速に誠意を持って行うべきであります。

多くの町民は、一見すると以前の生活と何ら変わらないように見えますが、その現実には、今もって目に見えない放射能による健康を憂い、風評被害に苦しみながら、日々を送っております。

つきましては、町民一人ひとりが安全に、そして安心して暮らすことができる生活環境を取り戻し、真の復興を実現するためにも、次の事項について、関係機関に対し、強く働き掛けくださるよう要望いたします。

### 記

- 1 当町及び町民が被ったすべての損害に対し、原発事故災害の原因者としてその責任において、それぞれの被害の実態に見合った賠償を確実、迅速に誠意を持って行うこと。

- 2 当町が、賠償請求した本件事故に起因する事業に要した人件費を含めた行政経費については、原発事故災害の原因者としてその責任において、迅速かつ確実に誠意を持って対応すること。
- 3 福島県内にある原子力発電所は、全て廃炉の決定をし、その考えを明示すること。
- 4 商工業等に係る営業損害について、年間逸失利益の2倍相当額を一括して賠償するとした素案を撤回するとともに、被害者に対して、損害の実態に見合った賠償を行うこと。
- 5 被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を継続して実施するとともに、将来にわたり消滅時効の援用しないことを明示すること。
- 6 中間貯蔵施設を早急に整備するとともに、除去土壌等を一刻も早く搬出すること。
- 7 原発事故に起因し飛散した放射性物質によって汚染された土壌等がある限り、除染事業を継続して実施すること。